

多治見市消防団応援サポーター設置要綱

(設置)

第1条 本市にゆかりのある者が、その活動を通じて多治見市消防団の活動を支援するため、多治見市消防団応援サポーター（以下「消防団応援サポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 消防団応援サポーターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 多治見市消防団のPR活動及び消防団員募集に関すること。
- (2) 消防団のイメージアップの推進に関すること。
- (3) 消防団の催し等への参加協力に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 消防団応援サポーターは、本市にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、芸能、スポーツ等の分野で活躍している者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 消防団応援サポーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 消防団応援サポーターに関する庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるほか、消防団応援サポーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。